

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十七号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（奈良県児童福祉施設条例の一部改正）

第二条 奈良県児童福祉施設条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

（奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第三条 奈良県総合リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条第四号中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

（奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第四条 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

（奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第五条 奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二

月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第六条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

（奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第七条 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。